破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３２号
大阪府柏原市田辺２丁目９―81　黒川博司方、開始決定時の住所堺市堺区三宝町３丁173番地　江川文化２―11
破産者　富田　珠世
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
佐賀県佐賀市金立町大字千布3492番地３
破産者　納富　秀一
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
北海道苫小牧市明野新町３丁目18番８号
破産者　高橋　佑介
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４６２号
仙台市若林区南小泉３丁目14番17号
破産者　及川　裕哉
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８８号
群馬県桐生市永楽町８番26号　サンライフ永楽101、前住所栃木県足利市小俣町1690番地７
破産者　塩沢　啓行
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第７２５号
静岡市駿河区谷田８番22号
破産者　望月　義夫
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４４号
静岡市清水区梅ヶ谷211番地の19、旧住所静岡市清水区小島町831番地の９
破産者　上田　　敦
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９２号
福岡市早良区原８丁目38番35号
破産者　新　　孝行
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６７４号
福岡市東区名島２丁目37番７号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区千代１丁目９番43号
破産者　高松　敏昭
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７０９号
大分県大分市東大道２丁目３番35―605号　ヴィラ宮崎、開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町光正寺３丁目12番２号
破産者　スナガ商店こと　須永　力也
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３８号
北海道茅部郡森町字上台町326番地72　みどりヶ丘団地15棟202号
破産者　高橋　京子
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７３号
山形県鶴岡市新海町15番25号　レオネクスト新海107
破産者　上野　由香
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２０６０号
横浜市戸塚区前田町472番地17
破産者　山下　　博
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２６６号
神奈川県藤沢市下土棚2325番地の１
破産者　吉澤栄次郎
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３９２号
横浜市鶴見区東寺尾中台12番５―205号、開始決定時の住所横浜市鶴見区尻手１丁目６番21―509号
破産者　川原田　哲
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７４１号
横浜市鶴見区寺谷１丁目22番７号
破産者　加賀妻昌子
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８号
宮崎市和知川原１丁目61番地１　メゾン和知川原１階
破産者　歌津　久美
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係